

多様性に満ちた社会づくりに必要な取組について

資料 4

秋田県総合計画

基本理念：「寛容・挑戦・安心」

年齢、性別、国籍、障害の有無など、多様な背景を持つ人々が、お互いの個性、自由な発想を尊重し、誰もが自分らしく活動できる温かい包容力に満ちていること

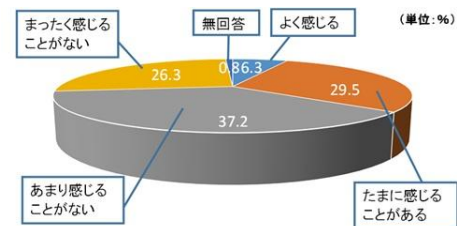
秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例

目的：差別の解消を図り、個性を尊重し合い、多様な文化・価値観を受け入れ支え合う社会の形成

基本原則：人種、性別、性的指向・性自認、障害、病歴等を理由とする差別の禁止、優越的地位の濫用禁止

現状と課題（県民意識調査）

設問：「あなたは、ご自身や身の回りで差別等を感じることがありますか？」



県民意識調査結果推移

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
32.6%	42.1%	45.6%	37.7%	39.3%	35.8%

→ 差別や偏見を感じる人の割合は約4割で推移。特に年齢や性別の分野での理解促進が課題。

多様性に満ちた社会づくりに関する指針（無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や理解不足を解消するための具体的な行動目安や県の取り組み方向を示す）

差別の具体例

1. 性別

- ・性別役割分担意識による業務や役職の制限
- ・家事分担の男女差
- ・理由がない男女別取扱い

2. 障害

- ・飲食店等における冷遇や入店の拒否等
- ・アパート等の契約の拒否・就職の拒否や業務の制限
- ・障害があることにかんする誹謗中傷等
- ・合理的な配慮の不提供

3. 感染症

- ・感染症患者に対する誹謗中傷
- ・医療・介護従事者等に対する誹謗中傷
- ・ワクチン接種の有無による偏見や差別、いじめ

4. 疾病（がん等）

- ・患者等の退職の推奨、就職の拒否業務の制限

5. 性的指向・自認

- ・性的指向、性自認等に関する誹謗中傷
- ・性的指向、性自認等に関するアウティング

6. 外国人

- ・外国人に対する誹謗中傷
- ・アパート等の契約の拒否
- ・就職の拒否や業務の制限
- ・会社や地域における冷たい扱いや無視

7. 年齢

- ・高齢者であることに関する誹謗中傷
- ・アパート等の契約拒否 ・就業の拒否、業務の制限
- ・社会参画機会の制限
- ・高齢者運転標識をつけた車への幅寄せやあおり運転
- ・年齢のみを理由とした不適切な取扱い

8. 犯罪被害者等

- ・犯罪被害者等に対する誹謗中傷

9. 犯罪をした人等

- ・犯罪をした人等に対する誹謗中傷

10. ハラスメント

- ・カスタマーハラスメント
- ・パワーハラスメント ・セクシャルハラスメント
- ・妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント

11. いじめ

- ・悪口、罵り、あだ名等の暴言
- ・SNSやウェブサイト上の掲示板での誹謗中傷等
- ・金銭要求や物を買わせる、使走り、万引き等の強要
- ・無視や仲間外れ ・所持品を隠す、汚すなど
- ・身体への暴力 ・その他恥ずかしい行為等の強要

12. その他

- ・任意活動への不参加による差別
- ・県外出身者に対する不当な差別
- ・結婚や子供の有無等に関する過度の干渉